

よくある質問

その他のよくある質問はこちらからご確認ください▶



Q. 住宅防音工事の内容を教えてください。

A. 住宅が所在する区域により工法が異なりますが、天井や壁を防音仕様に改造し、防音サッシやエアコン、換気扇などの取付を行う防音工事と、防音工事完了から10年以上が経過し、防音サッシやエアコン、換気扇などが機能低下(防音サッシのハンドルの破損や開閉不良、エアコンなどの故障など)している住宅を対象に防音サッシ等の取替を行う機能復旧工事があります。



Q. 経過措置とはなんですか。

A. 経過措置とは、住宅防音工事の対象区域の解除告示の日から約1年6か月の周知期間を言います。区域の見直しにより、現在、防音工事の対象となっている住宅(平成18年1月17日までに建築された住宅)が区域から外れた場合(の区域)、経過措置の期間(令和9年9月30日まで)に工事希望届を提出いただければ、区域解除後であっても従来の工法で防音工事又は機能復旧工事を実施することができます。

Q. 新しい対象区域(第一種区域)の防音工事の内容を教えてください。

A. 令和9年10月1日に適用となる新しい対象区域(の区域)の防音工事の内容は、居室以外の廊下や玄関、トイレなどを含め、「家屋全体を防音構成上一つの区画とする」外郭防音工事を実施します。その際、Lden66デシベル以上の区域(の区域)に適用するII工法は、居室の壁・天井を防音仕様へ改造し、居室以外は既存のままとなります。ま

た、Lden62デシベル以上Lden66デシベル未満の区域(の区域)に適用するII工法は、居室及び居室以外の壁・天井は既存のままとなります。

防音サッシは、複層ガラスを使用する防音省で認定した防音サッシになります。

また、住宅に併設され、住宅部分との間に内部開口部がある「事務所・店舗」部分も防音工事の対象とします。

なお、新たな工法*の適用は、令和9年10月1日以降に工事をされる場合です。
*住宅が所在する区域により工法が異なります。詳しくは、南関東防衛局のWebサイトの「飛行場周辺の住宅防音工事関連」ページの「住宅防音工事のあらまし 令和9年10月1日に指定の区域にお住いの皆さまへ」をご覧ください。

Q. 新しい対象区域(の区域)の機能復旧工事の内容を教えてください。

A. 令和9年10月1日に適用となる新しい対象区域(の区域)の機能復旧工事の内容は、防音工事完了後、10年以上が経過し、現に機能低下(防音サッシのハンドルの破損や開閉不良、エアコンの故障など)している場合、新たな工法*により防音サッシ等を取り替えます。

なお、新たな工法の適用は、令和9年10月1日以降に工事をされる場合です。
*住宅が所在する区域により工法が異なります。詳しくは、南関東防衛局のWebサイトの「飛行場周辺の住宅防音工事関連」ページの「住宅防音工事のあらまし 令和9年10月1日に指定の区域にお住いの皆さまへ」をご覧ください。

Q. 解除される対象区域(の区域)の防音工事、機能復旧工事の内容を教えてください。

A. 解除される対象区域(の区域)の住宅については、経過措置の期間(令和9年9月30日まで)に希望届を提出いただければ、区域解除後であっても従来の工法により防音工事を実施することができます。

*住宅が所在する区域により工法が異なります。詳しくは、南関東防衛局のWebサイトの「飛行場周辺の住宅防音工事関連」ページの「住宅防音工事のあらまし 令和9年10月1日に解除の区域にお住いの皆さまへ」をご覧ください。

Q. 工事請負業者が頻りに訪問してくるのですが、国から依頼しているのでしょうか。

A. 住宅防音事業は、住宅の所有者又は居住者の方が実施する補助事業になります。そのため、工事請負業者等は住宅の所有者又は居住者の方が選ぶこととなりますので、国(南関東防衛局)から勧誘を依頼することはありませんし、工事請負業者等を斡旋することはありませんので、ご注意ください。

Q. 設計事務所や施工業者(工事業)は、紹介してもらえるのですか。

A. 国(南関東防衛局)では、設計事務所や工事請負業者を指定、斡旋することはありません。設計事務所や工事請負業者は、皆様方ご本人の責任において選んでいただけます。なお、住宅防音工事を円滑に実施するための参考資料として、住宅防音工事の設計・監理を実施した設計事務所と、工事を実施した工事請負業者の情報を、許可を得たうえで、南関東防衛局Webサイトに掲載していますので、参考にしてください。



南関東防衛局からのお知らせ



綾瀬市にお住まいの皆様へ

厚木飛行場周辺の住宅防音工事対象区域等を見直しました

新しい対象区域の指定と対象区域の解除を発表しましたのでお知らせします。

詳しい情報は、南関東防衛局のWebサイトにおいて公表しています▶



経緯

南関東防衛局では、飛行場周辺の航空機等の騒音の影響を受けている方々に対して、住宅に対する防音工事の助成などを行っています。厚木飛行場については、米海軍空母艦載機部隊の岩国飛行場への移駐完了(平成30年3月)などにより、現行の区域を指定した当時(平成18年1月)と比べて騒音状況が変化しています。そのため、厚木飛行場に係る騒音調査を令和4年から令和6年にかけて実施しました。

お断り このパンフレットは、住宅防音工事対象区域等の見直しについて知っていたため、対象となる区域内に配布しているものですが、配布を受けたすべての方に、このお知らせの内容が適用されるものではありません。

新しい対象区域の住宅については、住宅防音工事の内容が変更(新工法)になります。

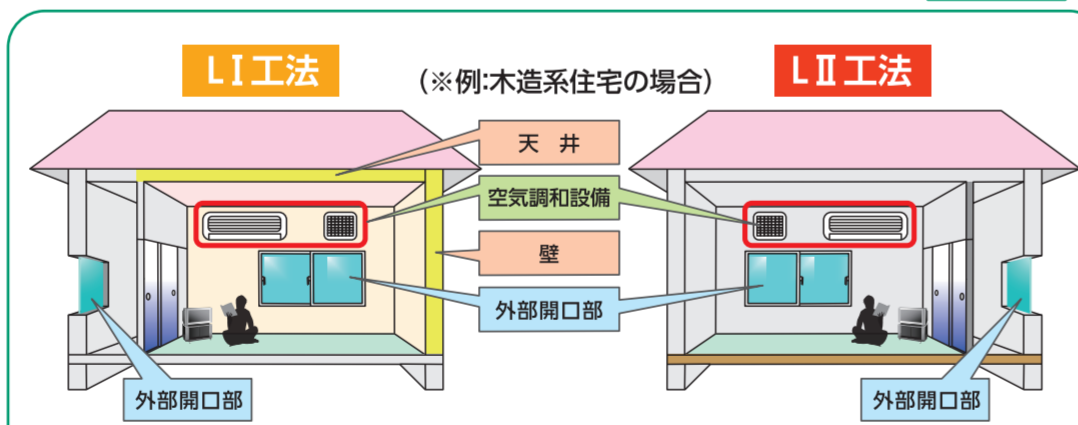
●住宅が所在する区域により異なりますが、**新しい区域の適用日(令和9年10月1日)以降に住宅防音工事(防音工事、機能復旧工事)を実施される住宅については、新たな工法(家屋全体を工事の対象とする外郭防音工事)による防音工事で実施します。**

●なお、平成18年1月17日までに建築された住宅で、**従来の工法*による防音工事(防音工事、機能復旧工事)を希望される場合は、令和8年12月28日までに希望届を提出してください。**

*従来の工法の内容は、南関東防衛局Webサイトをご覧ください。

●新しい住宅防音工事の内容(新工法)は、右のとおりです。

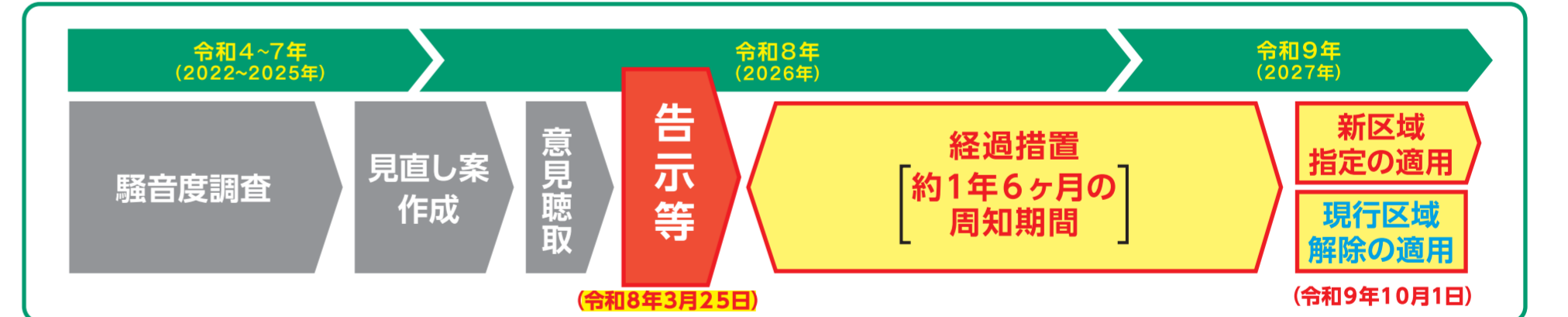
- 工事区分が従来の第I工法から **新たなII工法に変更になる地域【一部】**
上土棚中4~7丁目、上土棚南1~2丁目、深谷中7~9丁目、深谷南3~4丁目、深谷上8丁目、落谷南4、9丁目、本蓼川、蓼川、蓼川1~3丁目
- 工事区分が従来の第I工法から **新たなII工法に変更になる地域【全部】**
上土棚中1~3丁目、上土棚北1~5丁目、深谷南5丁目



区分	I工法	II工法
施工対象区域	Lden66dB以上の第一種区域	Lden62以上66dB未満の第一種区域
計画防音量	26dB以上	19dB以上
屋根	既存のまま	既存のまま
天井	既存天井の一部を撤去し、防音天井に改造	原則として既存のまま。ただし、著しく防音上有害な亀裂、隙間等がある場合は有効な遮音工事を実施
壁	既存壁を撤去し、防音壁に改造	原則として既存のまま。ただし、障子についてはガラス戸等に交換
外部開口部	防音サッシ(I工法用)の取付	防音サッシ(II工法用)の取付
内部開口部	原則として既存のまま。ただし、障子についてはガラス戸等に交換	原則として既存のまま
床	原則として既存のまま	原則として既存のまま
空気調和設備	換気装置及び冷暖房機等の設置(換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台)(冷暖房機は、原則として、I工法の場合最大4台まで、II工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外)	換気装置及び冷暖房機等の設置(換気装置は、防音工事を行う隣り合う2居室が引き戸で区切られている場合は2室で1台)(冷暖房機は、原則として、I工法の場合最大4台まで、II工法の場合最大2台まで。ただし、既存に設置されていれば対象外)
その他	防音工事に伴う必要な工事	防音工事に伴う必要な工事

住宅防音工事対象区域等の見直しについて

南関東防衛局では、住宅防音工事対象区域(第一種区域)、移転措置事業対象区域(第二種区域)、放送受信事業の助成対象区域の見直しを進めています。この度、所要の手続きを経て、令和8年3月25日に、現行の対象区域の解除、新しい対象区域の指定を令和9年10月1日に適用することを官報で告示しました。防衛省としては、厚木飛行場周辺における航空機等の騒音の軽減は重要な課題であり、真に騒音の被害を受けている方々に対して実効的な施策を講ずるべく、適切に対応してまいります。



詳細はこちらの特設ページで!▶

お問い合わせはコールセンターへ
0570-00-6000

防衛省 南関東防衛局コールセンター

通話料は発信者の方のご負担となりますのでご了承ください。(契約している電話機の通信プランにより通話料は異なります)



受付時間
9:00~19:00
月曜~土曜
[祝日・年末年始
(12/29~1/3)を除く]

対象区域の解除・指定の概要

■住宅防音工事対象区域(第一種区域)

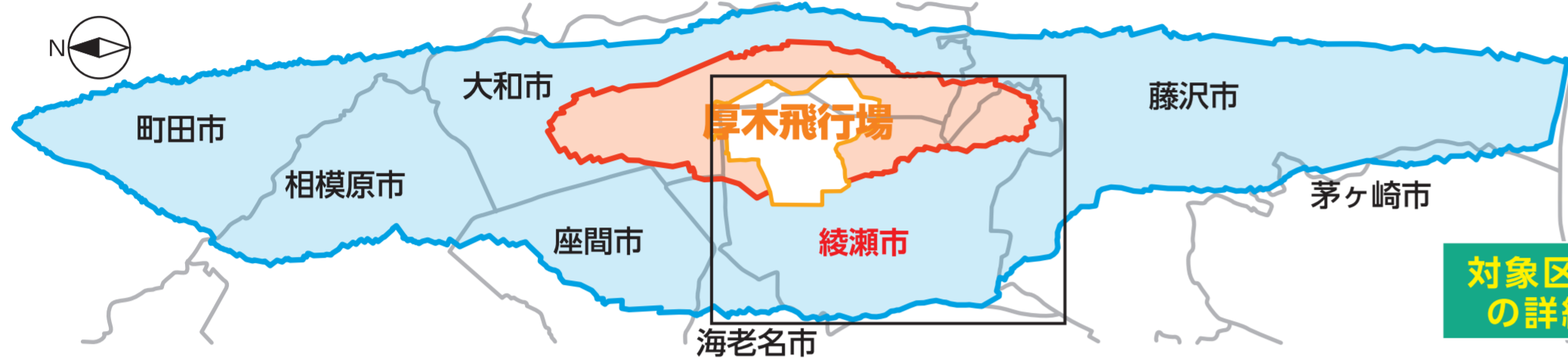
住宅防音工事とは…

防衛省では、航空機騒音による障害を軽減するため、一定の区域に所在する住宅を対象として、防音工事^{※1}や機能復旧工事^{※2}に必要な経費の助成を行っています。

※1 防音サッシ、換気扇やエアコンの設置等(エアコンについては、既に設置されている場合は対象外です。)

※2 防音工事により設置された防音サッシ、エアコン、換気扇などが工事完了から10年以上が経過し機能が低下している場合に取替。

解除される現行の対象区域と新しい対象区域(イメージ)



対象区域の詳細



■移転措置事業対象区域(第二種区域)

移転措置事業とは…

防衛省では、移転対象区域の外に移転を希望される方に対して、建物等の移転補償や土地の買入れを行っています。

解除される現行の対象区域と新しい対象区域(イメージ)



解除される現行の対象区域

今回解除される区域(青色部分)において、希望届の受付期限(令和9年9月30日)までに希望届を提出された場合は、従来の内容で補償等を実施します。

【対象となる建物等】

●建物等の所在する区域によって対象となる要件が異なりますので、南関東防衛局またはコールセンターにお問い合わせください。

【希望届の受付期限】

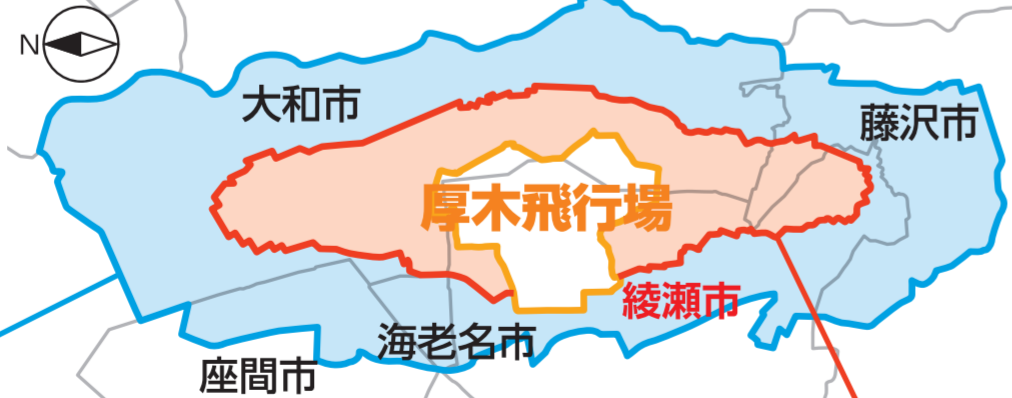
●令和9年9月30日まで

■放送受信事業の助成対象区域

放送受信事業とは…

防衛省では、航空機騒音による聴取障害への対応として、NHK受信料の半額相当の補助を行っています。(住宅防音工事を実施済の方は対象外)

解除される現行の対象区域と新しい対象区域(イメージ)



対象区域の詳細



解除される現行の対象区域

令和9年9月30日までは、現行の対象区域(青色部分)による補助を継続

【対象となる方】

●「平成30年3月31日までに区域内へ転入し、住宅防音工事を実施していない方」が対象

新しい対象区域

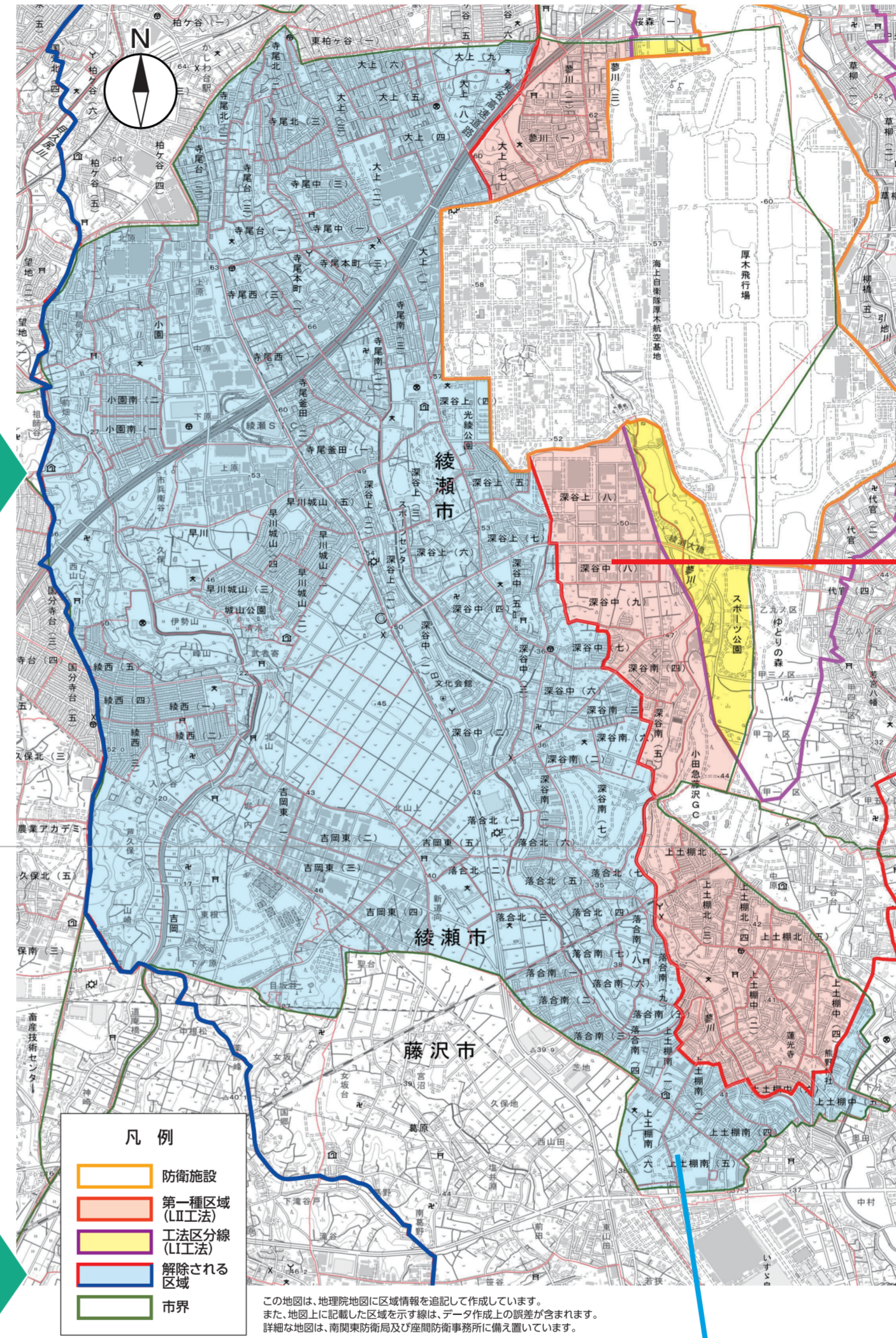
新しい住宅防音工事対象区域と同じ区域(赤色部分)に見直し(右図参照)

【対象となる方】

●新たな区域に所在し、令和9年9月30日時点において、住居に設置した受信機に係る放送受信契約を締結した方が対象
●ただし、令和9年10月1日以降に新しい対象区域に転入された放送受信契約者、新しい対象区域に所在し、住宅防音工事を実施した場合は対象外

住宅防音工事対象区域図 綾瀬市

区域図



新しい対象区域(綾瀬市)

新しい対象区域(赤色部分と黄色部分)に所在し、新しい区域の適用日(令和9年10月1日)までに建築された住宅をすべて防音工事の対象とします。

【対象となる住宅】

●防音工事は、「令和9年10月1日までに建築された住宅」

●機能復旧工事は、防音工事により設置された防音サッシ、エアコン、換気扇などが工事完了から10年以上が経過し機能が低下している住宅

【希望届の受付】

●新たに対象となる住宅は、令和9年1月4日から開始

【工事の内容】

●家屋全体を防音構成上一つの区画とする「外郭防音工事(ペアガラスの採用など)」で実施

黄色部分の区域(Lden66デシベル区域)▶I工法

赤色部分の区域(Lden62デシベル区域)▶II工法

●住宅に併設された「事務所・店舗」も対象(住宅部分との間に内部開口部がある場合のみ)

放送受信事業の新しい対象区域(綾瀬市)

新しい住宅防音工事対象区域と同じ区域です。(左図の黄色部分と赤色部分参照)

解除される現行の対象区域(綾瀬市)

今回解除される区域(青色部分)において、希望届の受付期限(令和9年9月30日)までに希望届を提出された場合は、従来の工事内容で防音工事を実施します。

【対象となる住宅】

●防音工事は、「平成18年1月17日までに建築された住宅」

●機能復旧工事は、「平成29年9月30日までに防音工事」又は「平成29年9月30日までに機能復旧工事が完了した住宅」

【希望届の受付期限】

●令和9年9月30日まで

【工事の内容】

●希望届の受付期間に希望届をご提出いただいた場合は、区域解除後であっても従来の工事内容(第I工法・第II工法)で実施

解除される区域(青色区域)で防音工事(機能復旧工事含む)を希望される方は、令和9年9月30日までに希望届を提出して下さい!